



JICA JP MIRAI
外国人の相談・救済研究会
身近な街の法律家 行政書士からの報告

行政書士明るい総合法務事務所
Bright Legal Office

สทไส สำนักงานทนายความ

代表・特定行政書士 / 長岡由剛

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-9-27

Website (facebookページ) <https://www.facebook.com/akaruihome>

Website (Office) <http://www.akarui-home.com>

Website (Visa) <http://www.v-akarui-home.com>

TEL : 03-6455-6835

FAX : 03-6455-6836

Mobile (Japanese) : 070-5572-6124

Mobile (Thai) : 070-5573-4404

E-mail : info@akarui-home.com



今回の報告について

1. 在日外国人の支援には様々な母体がある。行政書士、弁護士、社労士等の士業による支援、市民団体等による支援。
→士業の支援と市民の支援の性質の比較
2. 支援に必要な要素
3. 士業、市民、公的機関、大使館・領事館、同国人、SNS、友達や親戚・・・
→連携に関する考察
4. 例として、オールドカマーの在日外国人に分類される在日タイ人の支援に関する現状の報告
5. 最後に。日本人が支援を行う際に最も重要なこと



- ・法律は実生活を円滑に動かすためのプログラムコード
→法律は争いがあった時にだけ持ち出されるものではなく、争いが起こらないように世の中を整える役割もある
- ・弁護士は資格上全分野に対応しているが、特に争いがあった場合のエキスパートといえる
- ・行政書士は争いが起こる前、争いが起こらないように事前に整える分野のエキスパート
→非争訟分野で更に高い専門性が求められる分野(登記:司法書士、労働関係:社労士、会計:公認会計士、税務:税理士、等)
- ・行政書士の取り扱う分野は広く、特に専門性を発揮するのが許認可の分野と行政による法の執行の分野に関する取り扱い
- ・実生活は広い。よって、それらを動かす全てのプログラムコードに精通する士業はいない。
- ・資格の権限うんぬんよりも、弁護士、行政書士(特に都市型)はそれぞれの専門分野を持ち、同業、または他士業と協力して事件の解決に当たることも多い。



- ・申請取次行政書士＝外国人の在留等に関する入管での手続き権限を有する。
 - 士業でこの取次権限を持てるのは行政書士(権限を有して32年)と弁護士(権限を有して16年)のみ
 - その歴史と弁護士の役割(特に紛争事案に強く、人権の擁護者)と行政書士の役割(在留資格等の許認可取得に強く、市民と行政の橋渡しとして国民の権利利益の実現に資する)の違いから有するノウハウの違いあり、相互に補完しあう関係を持つ。
- ・在留資格は外国人の日本における活動の内容や身分地位(日本人等との家族関係や日本社会への定着性等のことを言う)に応じて付与される。
- ・外国人の日本での出生、就学、就職、転職、起業、それらからのドロップアウト、結婚、離婚、死別等において在留資格の問題が生ずることが多い。
 - それら人生の大きな転換点はその他の法的な問題を伴うことも多い。



正規在留手続きだけでなく不法残留者に対する対応、退去強制手続き、難民認定手続き、就学関係の手続き、DV被害者の非難に関する手続き、医療に関する手続き等生活上必要になる行政手続き、その他手続き、国際間取引や法人設立、各種営業許可、帰化手続き、国籍取得に関する届出、国籍離脱・選択に関する届出、外国ルーツの準無国籍状態(本国の市民権が不十分な状態)の者の完全な市民権取得に関する手続き、国際結婚・離婚手続き、国際養子縁組、国際間の認知手続き、国際間の相続手続き、死後の葬儀や遺骨の搬送に関する手続き等

外国人にまつわる手続きに多く関与する。

それらを入管系を専門とする行政書士は単独で、また事案に応じて弁護士や税理士等と共同して事件を処理する。



本日、お話を致します 長岡由剛 について

「行政書士明るい綜合法務事務所」代表 特定行政書士
心まで伝えるセンスの良い高度な日タイ間通訳・翻訳を専門とする「株式会社BRIGHT WORLD」代表取締役
株式会社明光ネットワークジャパン協力の元、在日外国人母子家庭をメインターゲットとした社会的関係構築、
経済的自立、学校との連絡相談能力の獲得を目指した「明るい事務所オンライン日本語教室」の運営を開始。

東京出入国在留管理局長届出済申請取次

外国人雇用に関する学びと情報交換、政策提言等を行う「一般社団法人外国人雇用協議会」理事
毎年2回、国会議員と官公庁に外国人関連政策を提言する専門家団体「Japan Immigration Lawyer Association」理事
外国人に日本をもっと好きになってもらう社会政策を学び、提言する団体「一般社団法人EDAS」発起人・理事
行政書士稲門会事務局長・早稲田大学代議員

その他、特定行政書士として、外国人政策関連団体の理事や多くの会社の企業顧問（一般企業、職業紹介会社、
監理団体、登録支援機関）、様々な外国人支援団体、難民支援団体、タイ国寺院の顧問を務める。

早稲田大学卒。

2011年行政書士登録

現在は品川区、目黒駅徒歩5分、

年間1,500件以上の外国人に関する法律相談・手続きに応じる。

行政書士4名（約20年入管の審査官を務めた者もいます）、外国人補助者3名、計3カ国の体制で業務に取り組む。

その想いとは「外国人にとって日本がもう一つの故郷になりますように。プロの矜持と共に敬意を込めて。」



【講師実績】

企業、外国人支援団体、大学(早稲田大学、城西国際大学)等研究者、行政書士等専門家向けの研修講師を多数(年間40回程度)務める。

(例)

外国人雇用協議会主催の外国人雇用、入管手続きに係る研修講師

在東京タイ王国大使館(主催:TNJ)にて在日タイ人向けの法律等の研修講師

行政書士稲門会主催の入管業務実務講座の研修講師

行政書士品川支部主催の入管業務実務講座の研修講師

早稲田大学講師(いずれも入管法、在留資格関連)

外国人支援団体主催による「入管法、在留資格関連手続き、外国人雇用、定住外国人支援」に関する講師

企業内研修講師として「入管手続き」や「外国人の雇用」、「契約書の作成」等の研修講師

行政書士向けの研修では50時間を超えるスパルタ式「入管法、外国人関連手続き研修」が他に例がないため好評

【書籍】

●「行政書士の業務展開」入管実務専門行政書士の専門領域と仕事【就労編、身分・地位編】担当 出版社:成文堂

●「知識ゼロからの外国人雇用」監修 著者:竹内幸一(株式会社グローバルパワー代表取締役) 出版社:幻冬舎



行政書士明るい総合法務事務所

【外国人雇用、就労ビザに関する相談(国籍不問どこでも可)】・【結婚、離婚ビザに関する相談(タイ・英・韓フルサポート)】・
【その他、あらゆるビザに関する相談(例外なし)】・【タイ国行政手続きに関する相談】・【日タイ言語の高度な翻訳】・
【国籍に関する手続き】・【その他、営業許認可・行政手続きに関する相談(適切な専門事務所を紹介する場合あり。)】

行政書士6名、補助者3名。(現在、写真よりも増えています。)

年間1,500件を超える処理実績。

各企業、各団体での多数の研修講師実績あり(年40回程度)。

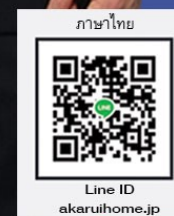
行政書士明るい総合法務事務所 Email: info@akarui-home.com

住所: 東京都品川区上大崎3-9-27 LINE: 画像QRコードまたは

電話: 03-6455-6835 「akaruihome.jp(日本語)」 「akaruihome.th(タイ語)」

スマホ(日本語): 070-5572-6124 zoomにも対応しています。

スマホ(タイ語): 070-5573-4404





- ・自治体の外国人相談窓口の中の人でもある

士業

- ・法的根拠に基づく判断
- ・専門家であるため事例に対する経験豊富
- ・事柄に関する直接的な知識だけでなく、周辺知識もあり
- ・今ここよりも未来を重視
(行為に対する法的な結果、専門的な知見からの選択肢の提示)
- ・当事者の感情を軽視してしまうことも
- ・傾聴を軽視してしまうことも
- ・一方通行になることも

市民

- ・感情的である
- ・法的知識が不足
- ・周辺知識も不足
- ・今ここを重視
- ・当事者に同情的
- ・傾聴を通して感情を共有
- ・生活感も共有
- ・参加者の多様性から、支援内容も多様
- ・他団体との連携力が弱い印象

※言わずもがなであります、上記は傾向であり、もちろん個人差があります。



外国人に対する支援は、日本人に対する支援よりハードルが高い。

→入管手続きを専門とする行政書士もドロップアウト率が高い。

理由:費用対効果が低い、それはつまり会話ができない、会話に費用・技術・精神的コストがかかる。

外国人関連業務は他業務よりも法律に対する深い知識だけでなく、様々な周辺知識も必要。

専門家としてそれら知識を持っていると仮定しても、その先の対話能力が不足していることが多い。

(異文化に対する傾聴力、寛容力、日本語能力が不足している方の日本語の理解力、

日本語で理解してもらう能力)

• 対話能力

→会話能力:相談者の母語能力、やさしい日本語の能力

→根気

→ストレス耐性(従業員のストレスケアには民間の相談窓口でも気を配っているはず。土業でも外国人対応へのストレスから精神的に病んでしまう者もいる。)(同情から違法行為(虚偽申請等)に手を染めてしまい、泥沼にはまる土業も)

→24時間対応力(外国人個人からの相談の場合、日本人の感覚で言えば夜や休日の相談は控えるが、24時間電話が鳴り続ける)



• 法的能力

→根拠に基づく助言の必要性

→正しい知識による正確な選択肢の提示(特に不法残留者への対応)

→オールマイティーは存在しない

(入管法においても正規在留者に関するもの・就労系・身分地位系、非正規在留者に関するもの、
難民認定申請者に関するもの、裁量性の強い入管行政に関する運用知識、・離婚・相続・生活支援系・助成金・
就学系・保健系・紛争系・被紛争系等……)

• 使命感

→根気

→24時間対応できますか？

→認知症の外国人のケア、どこまでできますか？

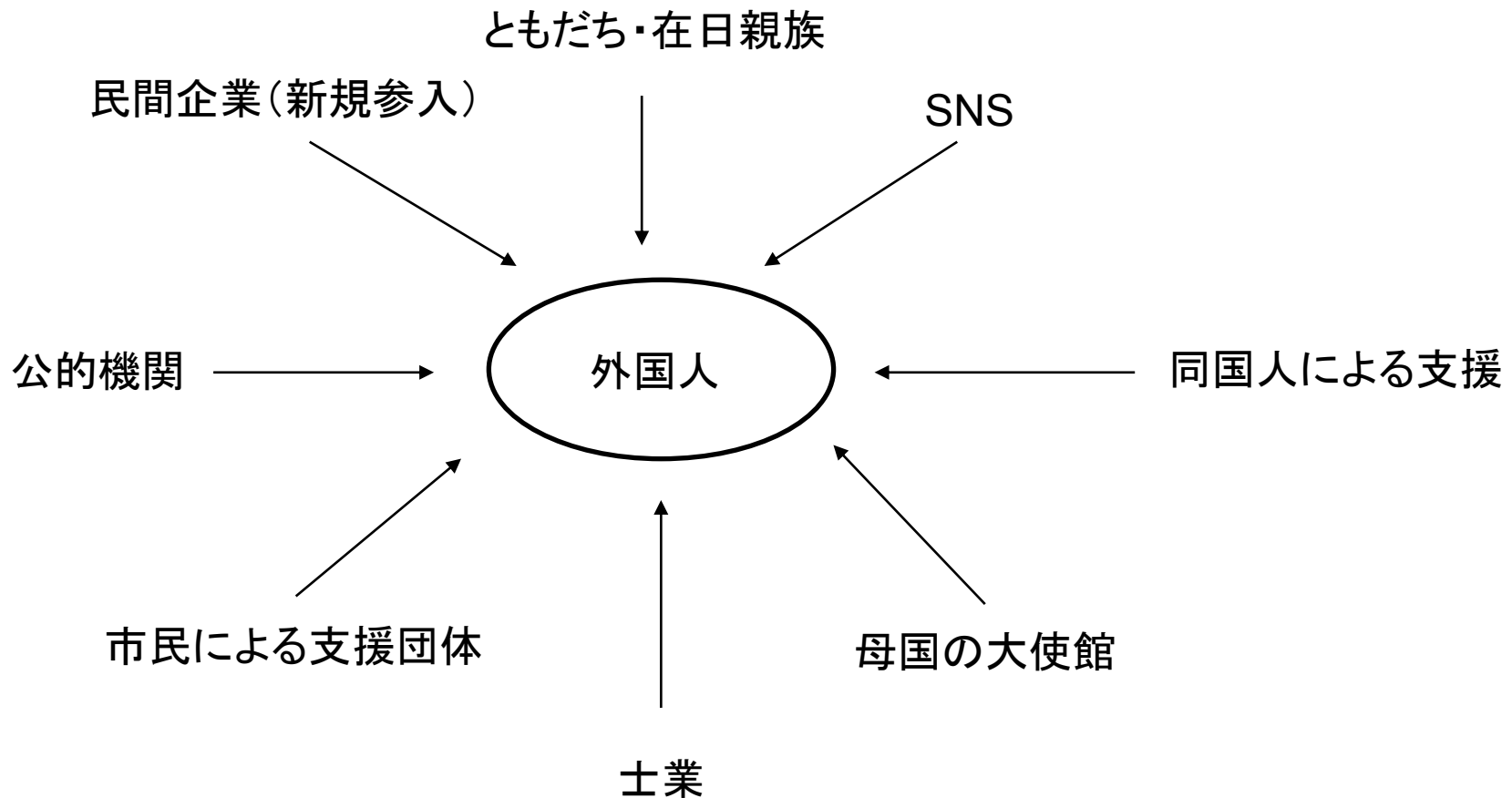
同じ支援なら日本人相手の方がはるかに楽。外国人のためにどこまでできますか？それが継続できますか？

• 資金力

→超困窮世帯にどこまで付き合えますか？

• 組織力

→これまでの問題点を解決するために。連携がなければ果たせない。潰れてしまう。



・どのプレイヤーも単独ではパーフェクトな支援は成り立たない



- 公的機関

- やさしい日本語への努力は認めるが、それでも対話能力不十分
- 間違えないようにするため、わかりにくい、マニュアル的
- 個別具体的な案件に対応できない(回答できない)
- (入管: ルールの説明としては正しい(間違っていない)がカウンセリングの方法として正しくない)

予防的立場には一定の効果はあるが・・・

重要なのは相談に応じることよりも(相談者に権威さえ与えてくれれば良いとも言えるか?)、
相談に応じるといふマインドが出来上がったことがありがたい(≠入管マインドと俗称されるもの)

- 市民による支援団体

- 前述の通り

- 士業

- 前述の通り

- 母国の大使館

- 国により熱意は異なる。例として後にタイ王国大使館を取り上げる。



・ 同国人による支援

- 概ね市民による支援団体と性質を共有するところが多い
- 知識不足(そもそも間違っている助言もあり)
- 言語や文化的背景が一致するため対話しやすい
- 困っている人、来日間もない同国人からは信用も得やすく支援のハードルは低いが、だましやすい(日本人が海外に行けば、困っている時に声をかける日本人に気を付けろ、と同じ)
- 謝礼金が結構高い
- 出る杭は打たれる

連帯が違法行為(窃盗、強盗、詐欺、売春、違法薬物売買、技能在留カード、不法就労斡旋、地下銀行等)を誘発することも(当然のように外国文化で育った方は日本文化で育った方よりもモラルが低いという根拠のない理由によるものではない。)

別の視点から言えば、外国人の支援に日本人の目線のみで判断をしていくのは思わぬ見落としがある可能性あり。外国人の支援に外国人の視点(最も深い理解者になり、他の日本人対応者に気づきを授けられる)が入らないことへの違和感がある。



連携に関する考察(既に触れた士業と市民以外の性質について)

身近な街の法律家 行政書士からの報告

- SNS

→ 魑魅魍魎に対処する情報リテラシー。情報ソース次第。情報伝達による改変。翻訳による改変。

- ともだち・在日親族

→ 単なる自身による1度だけの経験的知識に基づく

→ 「ともだち(親戚のおばさん)がこう言っていた。大丈夫と言っていた。」が、正しい方向に軌道修正するに際して士業が最も手を焼くことになる。(ともだち・在日親族が)日本語が出来るなら、通訳にのみ徹して欲しいのが正直なところ

- 民間企業

→ 職業紹介分野は別にして、一部の会社を除き、かつて外国人領域の支援に乗り出す企業は無かったといっても良い。

→ 技能実習の代替や拡張として、建前を廃して創設された特定技能にはまだ問題点は残されているが、特定技能(技能実習含む)外国人に対する支援の必要性から、支援や日本語学習等に関するサービスの多様性が生まれ、切磋琢磨されている現状。日本全国に広がり、それらノウハウは外国人の就労する会社への還元されていくだろう。特定技能に関してこの点は手放しで喜ぶたい。

→ (全てではもちろんないが)資金力、組織力もあり、新たなプロフェッショナル支援の形

→ ただ、問題点は相談内容に法的判断が必要なものが含まれている場合、士業に比べて圧倒的に法的知識が不足している。つまり士業の性質のメリット部分が不足している。(あくまで法的判断が必要なものに関して)



在日タイ人は現在、近年になって急増し、支援の対象者として良く名の上がるベトナム人と異なる
オールドカマー。

→中国人、韓国人、ブラジル人等の日系人、ナイジェリア人、ネパール人等と異なり、来日の経緯から
かつてジャパゆきさんと言われたフィリピン人と全体の傾向が似ていると思われる。

・現在のタイは首都バンコクにおいては日本の大卒の初任給と同等の初任給が受け取れるまでに経
済成長(所得格差、地域格差は大きい)。一人っ子も増え、子どもへの教育も熱心に。

・現在、新たに来日するタイ人は高学歴を背景とした技術・人文知識・国際業務ビザでの来日割合が
増加したと思うが、かつては日本人の配偶者等ビザ、興行ビザ、技能ビザ(タイ料理コック)、高度経済
成長期の日本の貴重な労働力となった不法残留者の割合(不法残留者については日本人の配偶者
を得て在留特別許可やかつての入管の不法滞在者半減計画による在留特別許可の乱発で正規在留
者となった)が多かったように感じる。

・主な就労先は、タイ料理店、タイマッサージ店、タイパブ、地方の工場等

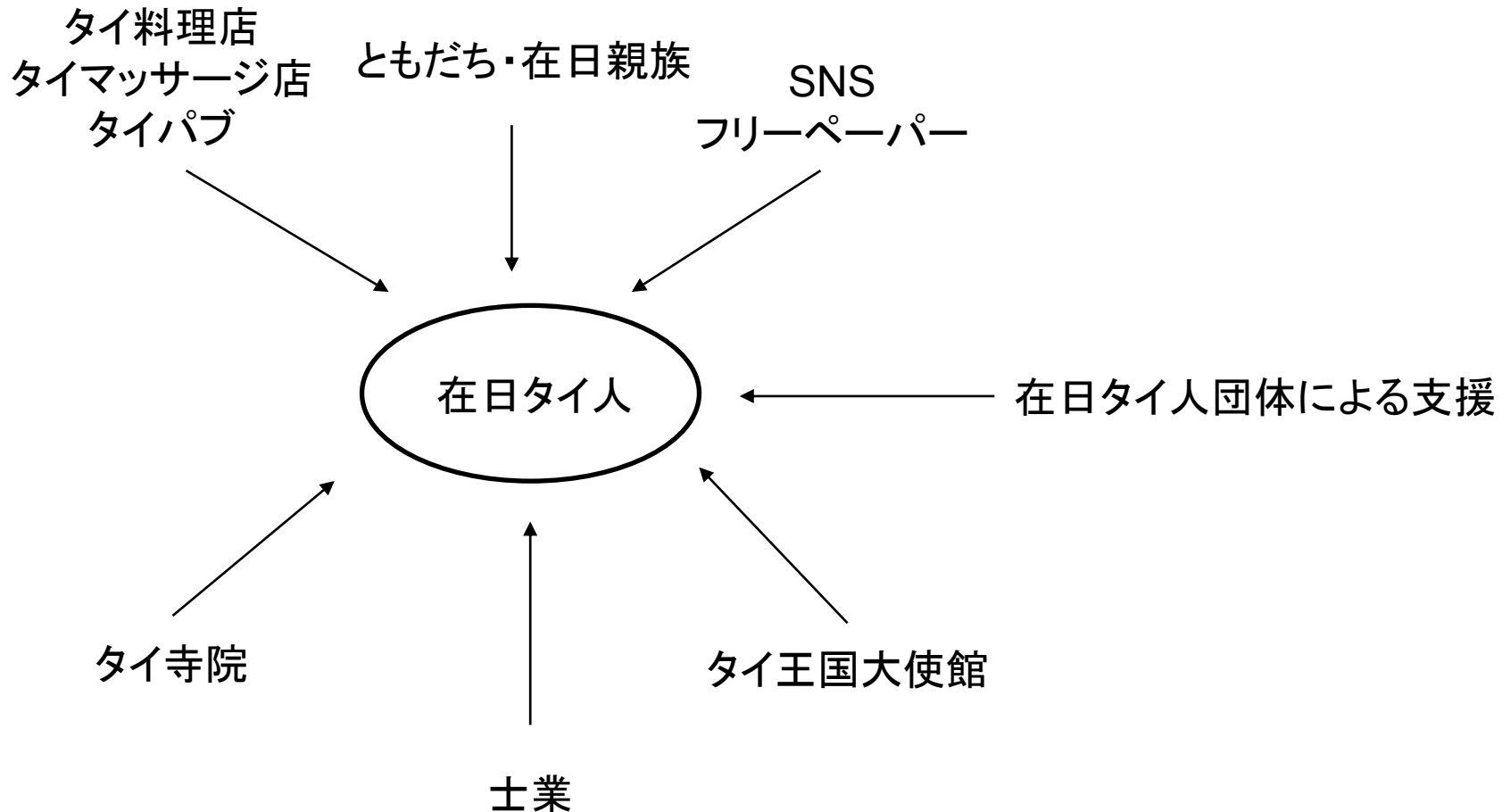
・集住地域と言えるものは無いと思うが、関東の茨城県を筆頭に、栃木県、群馬県、千葉県、長野県に
在住していることが多い。



- ・オールドカマーに分類される在日タイ人は高齢化傾向に。また、中国人や韓国人よりも日本語能力は低い傾向。情報ソースは失念したが、国際結婚は日本人同士の結婚よりも離婚率が高く、女性側がタイ人である傾向が高く、日本語能力が不足した外国人母子家庭を形成していることも多く、オールドカマーは経済的に困窮しているように感じる。ただし、タイスマイルは失っていない。
- ・日本人には少ない<親族への仕送り>がある場合、経済的困窮度は加速する。(これは新興国から来日する外国人には当てはまる。日本人と同等の待遇を得られたとしても経済的に困窮しがちになる理由)
- ・タイは仏教国であり、日本人と比較にならないほど敬虔な仏教徒が多い。



支援における各プレイヤーの傾向は前述のことと共有するところがある。以下、特筆すべきところを取り上げる。





・ タイ寺院

→在日タイ人の精神的な支えとなり、コミュニティー参加者の秩序とモラルを維持、向上させる側面がある。
→また、困窮者を保護する機能もあり、訳ある人を帰国まで養い、正しき道へ復帰させるための役割も担う。
→定期的に祭事があり、多数の在日タイ人が参加、コミュニケーションの場となる。また、それらにはタイ王国大使館も参加するため、在日タイ人一般市民と大使館のコミュニケーションを促進させることもある。
弊事務所も関係者として、また在日タイ人の妻を持つ者として、また在日タイ人コミュニティーに深く関与する者として参加する。

・ タイ王国大使館

→在日タイ人への支援や救済に積極的な印象がある。
(例:熊本大地震等の自然災害があった際の在日タイ人への救済。支援物資の提供や移動手段の提供。医療費等を支払えない国民健康保険未加入者(不法残留者やタイ人観光客)への医療費立替払い等)
(例:定期的にタイ王国大使館内で、日本での医療や生活での困りごとや被災した場合の対処法や在留資格に関すること、仕事に関すること、日本の公的機関の支援情報、日本で死亡した場合やパートナーを亡くした場合等の様々なテーマでのセミナーを行う。また、それらのパンフレットの配布。弊事務所も講師として参加。)
(例:ウェブサイトやfacebookページでの定期的な情報発信)

→毎年5月に行われる代々木公園のタイフェスティバルを主催し、コミュニケーションを促進する。

→前述の通り、在日タイ人の精神的な支えとなるタイ寺院の祭事等の場に参加する。

→前述のセミナーにおいて、在日タイ人の支援団体にセミナー主催の機会を提供。(それら支援団体に権威と学習、セミナーを通じた在日タイ人への情報リーチの機会を提供する。)支援団体を健全な団体へと育成し、健全な運営が継続できるようにする側面がある。

→大使館で相談・対応できない事案においての専門家との連携(弊事務所等)



・ 在日タイ人団体による支援

→タイ王国大使館の協力の元、茨城県や栃木県等にあり。各団体は相互に協力、連携を図っている。

→電話やLINE等の様々な手法での相談受付。SNSでの情報の発信。

→タイ王国大使館との連携(権威づけ)、教育機会の提供、会場の提供、告知連絡の提供がある。

また、タイ本国の行政機関との連携もある。(弊事務所も研修等に参加)

→在日タイ人団体の支援員としての研修制度、研修参加に係る認証制度を設けている。(弊事務所のタイ人スタッフも参加)

→専門家との連携もある。(弊事務所等)

・ フリーペーパー

→在留資格の種類や有無はさておき、古くから就労等を目的として来日していた外国人には、その国籍ごとにフリーペーパーが充実していることが多い。(かつては国際電話の業者、現在は国際送金やフィンテック事業者がスポンサーとして資金を提供)

→相当数の国を同じくする在日外国人の連絡先等の情報を持っていて、情報頒布能力が高い。

→中には運動会やミスコン等のイベントを主催してコミュニティの交流を図ることがある。

→同国人が営む。そのネットワークと言語力を使って相談窓口を設けることもあるが、ピンハネやブローカー化が懸念される側面がある。



- **タイ料理店、タイマッサージ店、タイパブ**
 - 個人経営のタイ料理店、タイマッサージ店、タイパブの一部はドロップアウトした訳ありタイ人の働き場所としてセーフティーネットの役割を果たすこともある。それらアンダーグラウンドを適切に認知せよ。
(タイ業界では不明だが、それらセーフティーネットの役割を果たせる場所がギャングの本拠地となることもある)
 - 中でもタイマッサージ店は、誰でもそれなりに仕事ができ(正直それは利用者として困るけど)、日本語不要、酒が飲める必要もなく、拘束時間の割に報酬が高く(マッサージ料金の半額が施術者の報酬)、食事の提供もあり、また就労環境から想像できるように住み込みで働くことができ(食・住の確保)、幼い子どもを連れて働くこともできる。日本人と離婚したタイ人や母子家庭の食・住確保、子育てしながら自立のための就労、DV被害者のシェルター等、様々なセーフティーネットとして機能する側面もある。
 - 例として日本での風俗産業(タイマッサージ店は健全であれば風俗産業に該当しない。なお、性的サービスを行う場合、明確に違法である。外国人系風俗産業は現業労働につく外国人が集住する地域で発展する。)はセーフティーネットの役割を果たすこともあり、それと同じ。福利においてタイマッサージ店は更に優秀な側面がある。
 - とはいえ、一部において買春行為が行われることがあり、それが困る所。
 - 業界健全化のための団体はこれまで何度も立ちあがっているが、その団体の主要メンバーに入れなかった事業者が足を引っ張ったり、団体内でも誰がイニシアティブを取るのか足を引っ張り合うため育たない。(想像が容易)
 - 問題のあるタイマッサージ店に関して、是正指導できる機関が無い。許認可対象事業者でないため。
 - また、訳ありの人は問題(反社)に巻き込まれた時、大使館や支援団体、土業以外に救済を求めにくい(警察等)。



- タイ料理店、タイマッサージ店、タイパブ
 - 話の流れ的に業界的にアンダーグラウンドなイメージをもたれてしまうが、健全に社会貢献しているところが普通
 - 光りあれば影が生じることの典型例
 - 溜まり場は違法行為が行われる場にもなりうるし、更生のきっかけにもなりうる。
落ちたとて落ちすぎる前に踏みとどまるところになっているし、命をつなげる場所となっている。



- ・ 在日タイ人の事例をあげたが、在日タイ人の業界は比較的平穏と感じ、各プレイヤーがうまく連携、機能していることが理由としてあるかもしれない。

それを参考として、JICAはどのような役割を果たすことができるのか。



- 最も重要なことは「敬意」である。「敬意をもって接する」、このことに尽きる。決して馬鹿にするな。

→人であるから、偏見、認知バイアスを通して他者を見てしまうのは仕方がない。ユリウス・カエサルを始め、多くの人々が言ってきたように「人は見たいものを見て(見たいものだけが見えて)、聞きたいことだけ聞く(聞きたいことしか耳に入らない)」

→日本語能力の不足する外国の方、知っているべき日本のルール等を知らない外国の方、経済的に困窮する外国の方に対して思わず、「自分より劣っている者」というバイアスをもって対応してしまうことがある。

相談対応者はその者の母国語も話せない、その方の母国のルールも知らない、生活もそもそも有利な状況にあるだけに関わらず。また、その方の国に行って私達は自律的に生活できるだけのスキルはあるのか。別のシーンでいえば自分にできず、その方にできることもまた多くある。

→以上のような認知バイアスによる欠点を持つことを忘れないように。異なることは不良や悪ではない。

→親切だとしても、まるで老人ホームにて人生の先輩方に幼児言葉で対応するように外国の方に対応することも。とても失礼である。やさしい日本語とは幼児言葉を用いることではない。言葉選びを優しくしながら丁寧語で話せば良いだけ。

→私長岡もプロとして相当なキャリアがあるから、相談に応じて愚痴を言いたい気持ちはとてもよく分かる。しかし、愚痴は気持ちを切り替えるために上手に使い、決して敬意を忘れず、相手を馬鹿にしないように気を付けて。

→「日本人に馬鹿にされている」と感じたか否かは、相談者が復帰をする上で健全な手法をとるのか、違法手段も辞さなくなるのか、その選択に影響すると感じる。



ご清聴ありがとうございました！ 行政書士明るい総合法務事務所について

身近な街の法律家 行政書士からの報告



オンラインでの相談も承っております。

【外国人雇用、就労ビザに関する相談(国籍不問どこでも可)】・【結婚、離婚ビザに関する相談(タイ・英・韓フルサポート)】・
【その他、あらゆるビザに関する相談(例外なし)】・【タイ国行政手続きに関する相談】・【日タイ言語の高度な翻訳】・
【国籍に関する手続き】・【その他、営業許認可・行政手続きに関する相談(適切な専門事務所を紹介する場合あり。)】

行政書士4名、補助者3名。

年間1,500件を超える処理実績。

各企業、専門家団体、各外国人支援団体での多数の研修講師実績あり(年40回程度)。

行政書士明るい総合法務事務所

住所: 東京都品川区上大崎3-9-27

電話: 03-6455-6835

スマホ(日本語): 070-5572-6124

スマホ(タイ語): 070-5573-4404

Email: info@akarui-home.com

LINE: 画像QRコードまたは「akaruihome.jp(日本語)」「akaruihome.th(タイ語)」

zoomにも対応しています。

ウェブサイト: akarui-home.com



日本語 Japanese



ภาษาไทย Thai